

(5) 農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握の適正な実施

勸	告	説明図表番号																														
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>個人や法人が農地を売買又は貸借するためには、原則として農業委員会の許可が必要とされている（農地法第3条）。</p> <p>農地の権利移動の許可権者については、これまでは、農業委員会のほかに、当該権利を取得する者がその住所のある市町村の区域の外にある農地の権利を取得する等の場合は、都道府県知事とされていたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による農地法の改正により、平成24年4月1日からは、都道府県知事の許可権限は全て農業委員会に移譲されたところである。</p> <p>農地の権利移動の許可件数の推移は、次表のとおりである。</p> <p>表 農地の権利移動の許可件数の推移（全国） <span style="float:right;">（単位：件）</span></p> <table border="1" data-bbox="205 772 1043 1048"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th rowspan="2">許可件数</th> <th colspan="2">左記件数の内訳</th> </tr> <tr> <th>都道府県知事許可</th> <th>農業委員会許可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17</td> <td>98,128</td> <td>7,195</td> <td>90,933</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>95,270</td> <td>6,116</td> <td>89,154</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>90,911</td> <td>6,121</td> <td>84,790</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>82,945</td> <td>5,471</td> <td>77,474</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>76,734</td> <td>4,627</td> <td>72,107</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>73,141</td> <td>4,307</td> <td>68,834</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 農林水産省の「土地管理情報収集分析調査」結果（平成17年～21年）及び「農地の権利移動・借賃等調査」結果（22年）による。</p> <p>平成21年の農地法等の一部を改正する法律による農地法の改正前は、農地の権利移動の許可を受けることができるのは原則として個人又は農業生産法人に限られていたが、当該改正後は、農業生産法人以外の法人（一般法人）についても、使用貸借による権利又は賃借権の設定に限り、一定の要件（農地を適正に利用していない場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が契約に付されていること等）を満たすときは、当該許可を受けることができるようになった（農地法第3条第3項）。</p>		年	許可件数	左記件数の内訳		都道府県知事許可	農業委員会許可	平成17	98,128	7,195	90,933	18	95,270	6,116	89,154	19	90,911	6,121	84,790	20	82,945	5,471	77,474	21	76,734	4,627	72,107	22	73,141	4,307	68,834	<p>表1-(5)-①</p>
年	許可件数			左記件数の内訳																												
		都道府県知事許可	農業委員会許可																													
平成17	98,128	7,195	90,933																													
18	95,270	6,116	89,154																													
19	90,911	6,121	84,790																													
20	82,945	5,471	77,474																													
21	76,734	4,627	72,107																													
22	73,141	4,307	68,834																													
<p>農地の権利移動の許可の可否については、許可権者である農業委員会が、申請者が権利を取得しようとする農地について確実に耕作を行うと認められるかどうか等の観点から審査を行い決定することとなるが、一般法人に対する許可事案の場合、許可後における農地の継続的な適正利用を確保する観点から、当該許可を受けた一般法人は、毎年、その農地の利用の状況について農業委員会に報告することが義務付けられている（農地法第3条第6項）。当該報告について、農林水産省の「農地法に係る事務処理要領」では、毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかった場合には、農業委員会は、報告書を提出すべき一般法人に対して、書面により、速やかに報告するよう求めることとされ、また、提出された報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、許可に係る農地の利用状況の把握が困難と認められるときはこれの補正又は追完を求めることとされている。</p> <p>一般法人に対する農地の権利移動の許可後における当該農地の利用状況を把握した結果、その一般法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継</p>		<p>表1-(5)-②</p>																														

続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める等の場合には、農業委員会は、当該一般法人に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる」とされており、勧告を受けた一般法人がその勧告に従わなかった等の場合には、当該許可を取り消さなければならないとされている（農地法第3条の2）。

一方、一般法人以外に対する許可事案については、このような仕組みは特に設けられていないが、農業委員会の中には、許可後における農地の継続的な適正利用を確保する観点から、追跡調査の実施や農地法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査の活用による許可事案ごとの農地の利用状況の把握に独自に取り組んでいるものもみられる（後述参照）。

## 【調査結果】

### （一般法人に対する許可事案）

一般法人に対する許可事案は、今回調査した40機関（8道府県及び32農業委員会）のうち12機関（4道県及び8農業委員会）で計26件（4道県で計9件、8農業委員会で計17件）みられた。これら26件について関係機関による許可後の農地の利用状況の把握の有無等を調査したところ、次のとおり、利用状況の把握を行っていないものや、利用状況に関する報告書を提出しない一般法人に対し提出の督促等を行っていないものなどがあり、許可後の農地の利用状況が十分に把握されていない状況がみられた。

① 4道県中2道県（9件中7件）では、「許可後の農地の利用状況の把握は農業委員会に一任している」として、許可事案ごとの農地の利用状況が把握されていない。

② 8農業委員会中1委員会（17件中5件）では、「耕作放棄等の事態が生じた場合は利用状況調査により把握可能である」として、一般法人から農地の利用状況に関する報告書が提出されていないにもかかわらず、当該一般法人に対する報告書提出の督促や当該農地の現況確認等を行っておらず、許可事案ごとの農地の利用状況が把握されていない。

### （一般法人以外に対する許可事案）

また、一般法人以外に対する許可事案について、関係機関による許可後の農地の利用状況の把握の有無等を調査したところ、独自の取組として許可事案ごとに許可後の農地の利用状況を把握しているものが40機関中3機関（香川県、北見市第一農業委員会及び堺市農業委員会）みられた（注）。残りの37機関は許可事案ごとの農地の利用状況の把握は特に行っていないが、これらの機関では、農地の権利移動の許可を行った事案であるか否かを問わず、耕作放棄等の事態が生じた場合は利用状況調査によって把握可能である等としている。

（注） 香川県及び堺市農業委員会では、毎年1回、許可事案ごとの農地の利用状況の追跡調査を実施している。また、北見市第一農業委員会では、利用状況調査において、農地の権利移動の許可を行った事案等を重点対象農地として調査している。

許可事案ごとに許可後の農地の利用状況を把握している3機関において、平成18年から22年までの間、許可に係る農地について耕作が行われずに遊休化や違反転用

表1-(5)-③

表1-(5)-④

表1-(5)-⑤

表1-(5)-⑥

表1-(5)-⑦

表1-(5)-⑧

表1-(5)-⑨

等が生じている事案の有無を調査したところ、香川県及び堺市農業委員会において、次のような状況がみられた。

- ① 香川県では、許可に係る農地が不耕作となっている事案が 10 件みられた。同県では、不耕作の状況を把握した後、いずれも 10 日以内に改善指導を行っており、このうち 7 件については改善され、現在、当該農地では耕作が行われている。
- ② 堺市農業委員会では、許可に係る農地が不耕作となっている事案が 9 件、違反転用されている事案が 1 件（農業用通路として使用）みられた。このうち、不耕作事案の 9 件中 4 件については、同委員会による指導により改善され、現在、当該農地では耕作が行われている。

一方、許可事案ごとの農地の利用状況の把握を特に行っていない 37 機関において、利用状況調査等によって把握できた範囲内で、許可に係る農地について耕作が行われずに遊休化や違反転用等が生じている事案の有無を調査したところ、まず 5 農業委員会において、許可に係る農地が不耕作となっている事案が 12 件、違反転用されている事案が 2 件（駐車場、庭石置場として使用）みられた。

加えて、尾道市農業委員会では、利用状況調査により把握した管内農地の耕作状況を農地基本台帳システムに地番ごとに入力していることから、今回、当省の調査に際し、平成 18 年から 22 年までの間に権利移動の許可を行った農地のうち、同システムにおいて「耕作放棄地」と入力されているものを検索・集計したところ、757 筆みられた。残りの 31 機関では、当省の調査において、該当事案がない又は把握していないと回答しており、許可事案ごとの農地の利用状況の把握を特に行っていないこれらの機関においては、許可に係る農地について耕作が行われずに遊休化や違反転用が生じていたとしても、このような事案が発見されずに見過ごされているおそれがある。

表 1-(5)-⑩

以上のような状況を踏まえ、一般法人に対する許可事案については、許可後の農地の利用状況に関する報告書の提出督促や当該農地の現地確認等を徹底し、勧告や許可取消処分といった措置が農地法上規定されていることを踏まえ、許可後の農地の利用状況の把握を的確に行うことが必要である。

また、一般法人以外に対する許可事案についても、前述のとおり、許可に係る農地が耕作されずに遊休化したり違反転用につながったりしているものがみられることなどから、許可後における農地の継続的な適正利用を確保する観点から、利用状況調査の活用等を図り、許可後の農地の利用状況の把握を的確に行うことが必要である。

#### 【所見】

したがって、農林水産省は、農地の権利移動の許可後における耕作状況の把握を適正に実施する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 一般法人に対する許可事案について、農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく報告及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づく利用状況調査の活用により許可後の農地の耕作状況の把握を徹底するよう、都道府県を通じて農業委員会に対し更に指導・助言すること。
- ② 一般法人以外に対する許可事案について、利用状況調査の活用等により許可後の

農地の耕作状況を把握し指導することに努めるよう、都道府県を通じて農業委員会に対し指導・助言すること。	
--	--

表 1-(5)-① 農地法における農地の権利移動の許可に係る規定（抜粋）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一～十六（略）

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第二百六十九条の二第一項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第一号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

一～七（略）

3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

一 これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。

二 これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

三 これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

4 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

5 第一項の許可は、条件をつけてすることができる。

6 農業委員会は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

7 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等）

第三条の二 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

二 その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

三 その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

2 農業委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。

一（略）

二 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。

3 農業委員会は、前条第三項第一号に規定する条件に基づき使用貸借若しくは賃借が解除された場

合又は前項の規定による許可の取消しがあつた場合において、その農地又は採草放牧地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地又は採草放牧地の所有者に対し、当該農地又は採草放牧地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

(参考) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）による一部改正前の旧規定

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一～十六 (略)

2 (略)

3 農業委員会又は都道府県知事は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、前項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一項の許可をすることができる。

一～三 (略)

4 農業委員会又は都道府県知事は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その農地又は採草放牧地の存する市町村の長に、その旨を通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

5 (略)

6 農業委員会又は都道府県知事は、第三項の規定により第一項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会又は都道府県知事に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

7 (略)

(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等)

第三条の二 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者（前条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けた者に限る。次項第一号において同じ。）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一～三 (略)

2 農業委員会又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第三項の規定によりした同条第一項の許可を取り消さなければならない。

一・二 (略)

3 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(5)-② 「農地法に係る事務処理要領」における農地の権利移動の許可に係る規定（抜粋）

第 1 農地又は採草放牧地の権利移動の関係

6 農業委員会による農業生産法人以外の法人等の農地等の利用状況の把握

(1) 法第 3 条第 6 項の規定により許可時に付した条件による報告手続

ア 報告書は、様式例第 1 号の 6 による。

イ 報告書に則第 19 条第 2 項第 2 号の「その他参考となるべき書類」（農作業従事者の確保の状況が把握できる資料、農地等の利用状況が把握できる現況写真等）を添付させる場合には、負担軽減の観点から、1 の(3)のアからウまでに準ずる。

(2) 農業委員会による報告書の徴収及び整理

ア 毎事業年度の終了後 3 か月以内に報告書の提出がなかった場合には、法第 3 条第 3 項の規定により同条第 1 項の許可をした農業委員会は、報告書を提出すべき農業生産法人以外の法人等に対して、書面により、速やかに報告するよう求める必要がある。

イ 農業委員会は、報告書の提出があったときは則第 19 条第 1 項に規定する記載事項が記載されているかどうか及び同条第 2 項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地等の利用状況の把握が困難と認められるときはこれの補正又は追完を求める必要がある。

第 2 農地等の権利移動の許可の取消し等の関係

1 農業生産法人以外の法人等への勧告

勧告書は、様式例第 2 号の 1 による。

2 許可の取消しの手続

(1) 農業委員会は、法第 3 条の 2 第 2 項各号のいずれかに該当すると判断する場合には、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章の規定により聴聞等の手続を行う。なお、取消しの手続等に疑義があれば、地方農政局（北海道にあつては経営局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局）とも積極的に相談されたい。

(2) 農業委員会は、(1)の結果、法第 3 条の 2 第 2 項の規定により法第 3 条第 3 項の規定によりした同条第 1 項の許可を取り消す場合には、指令書（様式例第 2 号の 2）を当該農地等の貸付者及び借受者の双方に交付する。

(注) 下線は当省が付した。

表 1-(5)-③ 調査対象機関別の農地の権利移動の許可調査対象事案数

(単位：件)

調査対象機関名		個人等による 申請事案（抽出） ①	一般法人による 申請事案（全数） ②	調査対象 事案数 計 ①+②	(参考) 平成 22 年 許可件数 (①の母数)
道府県	北海道	6	2	8	51
	秋田県	4	0	4	4
	埼玉県	6	0	6	112
	石川県	6	1	7	60
	三重県	6	5	11	98
	大阪府	6	0	6	45
	香川県	6	1	7	47
	福岡県	6	0	6	94
	道府県計①	46	9	55	511
農業委員会	深川市農業委員会	3	2	5	28
	北見市第一農業委員会	6	1	7	32
	旭川市農業委員会	6	1	7	56
	石狩市農業委員会	6	0	6	32
	横手市農業委員会	6	5	11	245
	由利本荘市農業委員会	6	0	6	183
	川越市農業委員会	6	0	6	68
	熊谷市農業委員会	6	0	6	68
	加須市農業委員会	6	0	6	104
	久喜市農業委員会	6	0	6	51
	行田市農業委員会	6	0	6	22
	春日部市農業委員会	6	0	6	49
	豊橋市農業委員会	6	0	6	86
	安城市農業委員会	6	0	6	74
	弥富市農業委員会	6	0	6	43
	金沢市農業委員会	6	3	9	93
	小松市農業委員会	6	0	6	90
	四日市市農業委員会	6	0	6	104
	松阪市農業委員会	6	0	6	162
	高槻市農業委員会	6	0	6	26
	堺市農業委員会	6	0	6	55
	枚方市農業委員会	6	0	6	25
	河南町農業委員会	9	0	9	19
	三原市農業委員会	6	0	6	93
	尾道市農業委員会	6	1	7	116
	東広島市農業委員会	6	0	6	166
	高松市農業委員会	6	1	7	253
	丸亀市農業委員会	6	0	6	82
	久留米市農業委員会	6	3	9	195
	飯塚市農業委員会	6	0	6	57
柳川市農業委員会	6	0	6	82	
行橋市農業委員会	6	0	6	82	
農業委員会計②	192	17	209	2,841	
合 計 (①+②)		238	26	264	3,352

(注) 1 「一般法人」は、農地法第3条第3項に規定される、農業生産法人以外の法人（株式会社等）である。

2 「個人等による申請事案」は、原則として、平成22年4月、5月、6月、7月、8月及び9月の事案から、申請日が最も早いものを各月1件ずつ計6件抽出した。

3 「一般法人による申請事案」は、農地法第3条第3項の規定に基づく一般法人による農地の権利移動の許可申請について、平成21年の農地法改正以降の全ての申請事案を調査対象とした。



表 1-(5)-④ 調査した 4 道県における一般法人に対する許可後の農地の利用状況の把握の有無等

許可権者	申請者	権利の種類	利用状況の把握の有無	許可後の農地の利用状況を把握していない理由
北海道	株式会社	賃貸借	×	利用状況調査等により農業委員会が許可後の農地の利用状況を把握するため
	株式会社	賃貸借	×	
石川県	株式会社	賃貸借	○	—
三重県	株式会社	賃貸借	×	利用状況調査等により農業委員会が許可後の農地の利用状況を把握するため
	株式会社	賃貸借	×	
	株式会社	賃貸借	×	
	株式会社	賃貸借	×	
香川県	株式会社	賃貸借	×	—
	株式会社	使用貸借	○	
計			許可事案 9 件中 把握：2 件 未把握：7 件	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表における 4 道県は、今回調査対象とした 8 道府県のうち、農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく一般法人による農地の権利移動の許可申請の実績があったもの（表 1-(5)-③参照）である。

表 1-(5)-⑤ 調査した 8 農業委員会における一般法人に対する許可後の農地の利用状況の把握の有無等

許可権者	申請者	権利の種類	利用状況の把握の有無	許可後の農地の利用状況を把握していない理由	
北海道	深川市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
	北見市第一農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
		特定非営利活動法人	賃貸借	○	—
	旭川市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
秋田	横手市農業委員会	有限会社	使用貸借	×	管内における遊休農地や耕作放棄地の有無については利用状況調査により把握しており、許可後に耕作放棄等の事態が生じた場合はこの利用状況調査により把握可能であるため
		有限会社	賃貸借	×	
		有限会社	賃貸借	×	
		株式会社	賃貸借	×	
		株式会社	賃貸借	×	
石川	金沢市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
		株式会社	使用貸借	○	—
		農事組合法人	賃貸借	○	—
広島	尾道市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
香川	高松市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
福岡	久留米市農業委員会	株式会社	賃貸借	○	—
		株式会社	賃貸借	○	—
		株式会社	賃貸借	○	—
計			許可事案 17 件中 把握：12 件 未把握：5 件		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表における 8 農業委員会は、今回調査対象とした 32 農業委員会のうち、農地法第 3 条第 3 項の規定に基づく一般法人による農地の権利移動の許可申請の実績があったもの（表 1-(5)-③参照）である。

表 1-(5)-⑥ 一般法人に対する許可後の農地の利用状況の把握が適切に行われていないもの

許可権者	内 容
横手市農業委員会	<p>横手市農業委員会は、一般法人に対する農地の権利移動の許可を行った2事案について、次のとおり、当該許可後に農地の利用状況に関する報告書が提出されていないにもかかわらず、当該一般法人に対する報告書提出の督促や当該農地の現況確認等を適切に行っていない。</p> <p>① 当該事案における一般法人は、穀物、野菜、果物等を作付けしてスーパーや直売所で販売するため、平成22年10月15日付けで横手市農業委員会から農地の権利移動の許可を受けている。</p> <p>当該一般法人の事業年度末が平成23年7月末であったことから、横手市農業委員会では、農地の利用状況に関する報告書を事業年度終了後3か月以内に提出するよう7月下旬に電話で連絡したが当該報告書は提出されず、10月末に電話で督促したもののやはり提出には至っていない。それ以降、横手市農業委員会では、当該一般法人に対する報告書提出の督促や、自ら当該農地の現況を確認することは行っておらず、許可後の農地の利用状況について全く把握していない状況にある。</p> <p>② 当該事案における一般法人は、ホップを作付けし収穫後に加工して店頭等で販売するため、平成23年1月17日付けで横手市農業委員会から農地の権利移動の許可を受けている。</p> <p>当該一般法人の事業年度末は平成23年3月末であったが、事業年度終了から3か月が経過しても農地の利用状況に関する報告書が提出されなかったことから、横手市農業委員会は、7月下旬と10月末に電話で督促したものの、やはり提出には至っていない。それ以降、横手市農業委員会では、当該一般法人に対する報告書提出の督促や、自ら当該農地の現況を確認することは行っておらず、許可後の農地の利用状況について全く把握していない状況にある。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(5)-⑦ 調査した 8 道府県における一般法人以外に対する許可後の農地の利用状況の把握の有無・方法

許可事案ごとの利用状況の把握の有無	農地の利用状況の把握方法等	該当道府県数	構成比
○	i) 許可事案の追跡調査を行い、許可後の農地の利用状況の把握を行っている。	1	12.5%
×	ii) 許可事案ごとの利用状況の把握は行っていない。 (耕作放棄等の事態が生じた場合には、各農業委員会において利用状況調査により把握可能)	7	87.5%
計		8	100.0%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 i) に該当する香川県では、年 1 回、一般法人以外に対する許可事案について耕作状況追跡調査（現地確認及び農業委員会からの聞き取り）を実施し、許可後の農地の利用状況を把握している。

表 1-(5)-⑧ 調査した 32 農業委員会における一般法人以外に対する許可後の農地の利用状況の把握の有無・方法

許可事案ごとの利用状況の把握の有無	農地の利用状況の把握方法等	該当農業委員会数	構成比
○	i) 許可事案の追跡調査を行い、許可後の農地の利用状況の把握を行っている。	1	3.1%
○	ii) 利用状況調査において、農地の権利移動の許可を行った事案等を重点対象農地として調査し、許可後の農地の利用状況を把握している。	1	3.1%
×	iii) 許可事案ごとの利用状況の把握は行っていない。 (耕作放棄等の事態が生じた場合には、利用状況調査等により把握可能)	30	93.8%
計		32	100.0%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 i) に該当する堺市農業委員会では、前年度に許可した事案について、当該地区を担当する農業委員及び事務局職員が毎年 5 月に一斉現地調査を行い、許可後の農地の利用状況を把握している。

3 ii) に該当する北見市第一農業委員会では、利用状況調査において、転用許可農地、権利移動許可農地等を重点対象農地とし、それらを中心に調査を実施することにより、許可後の農地の利用状況を把握している。

表 1-(5)-⑨ 一般法人以外に対する農地の権利移動の許可後に当該農地について耕作放棄や違反転用が生じている事案の状況

(単位：件)

区 分	調査対象機関名	該当事案数	内 訳
許可事案ごとの追跡調査により農地の利用状況を把握しているもの	香川県	10	耕作放棄：10
	堺市農業委員会	10	耕作放棄：9 違反転用：1（農業用通路）
利用状況調査により農地の利用状況を把握しているもの	久喜市農業委員会	2	耕作放棄：2
	豊橋市農業委員会	4	耕作放棄：4
	安城市農業委員会	2	耕作放棄：1 違反転用：1（駐車場）
	弥富市農業委員会	1	違反転用：1（庭石置場）
	尾道市農業委員会	757	耕作放棄：757
	久留米市農業委員会	5	耕作放棄：5
計		791	耕作放棄：788 違反転用：3

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 尾道市農業委員会の 757 件については、表 1-(5)-⑩参照

表 1-(5)-⑩ 一般法人以外に対する農地の権利移動の許可後に当該農地が耕作放棄地となっているもの

調査対象機関名	内 容
尾道市農業委員会	<p>尾道市農業委員会は、農地法第 3 条の農地の権利移動の許可について、許可後の農地の利用状況を個別に追跡して把握することは行っていない。</p> <p>ただし、毎年実施する農地法第 30 条第 1 項の規定に基づく利用状況調査において管内農地の耕作状況を把握し、その結果を農地基本台帳システムに地番ごとに入力していることから、農地基本台帳システムにより農地法第 3 条の許可の対象農地の耕作状況を確認することが可能となっている。</p> <p>今回、当省の調査に際し、平成 18 年から 22 年までの間に農地法第 3 条の許可を行った農地のうち、農地基本台帳システムにおいて「耕作放棄地」と入力されているものを地番ごとに検索・集計したところ、757 筆みられた。</p> <p>なお、これらの農地について、尾道市農業委員会は、農地法第 30 条第 3 項の規定に基づく指導は行っておらず、その理由については、納税猶予の特例制度の対象農地から優先的に順次当該指導を行っているためとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。